

ケアレジデンス東山
〈軽費老人ホーム 地域密着型特定施設入居者生活介護サービス〉
運営規程

施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶成会が開設するケアレジデンス東山（以下「施設」という。）の事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、入所者の福祉を図ることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 施設は、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようサービスの提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設は、低額の料金で、食事の提供、入浴、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜、機能訓練及び療養上の世話を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアレジデンス東山
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区大山町 2957-1

入居定員

(入居定員及び居室数)

第5条 施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 29名

(2) 居室数 29 室

(対象者)

第 6 条 施設の入居者は、次の各号に規定するすべての要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 60 歳以上の方。但し、その者の配偶者、三親等以内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りではない
- (3) 要介護者又は、入居の際要介護者であった者であって、現に要介護者でない者

職員の職種、数及び職務の内容

(従業員の職種、員数)

第 7 条 施設に置くべき職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 名
施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、運営に関する基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする
- (2) 生活相談員 1 名
生活相談員は、利用者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うものとする
- (3) 介護職員 10 名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切に介護を行うものとする。
- (4) 看護職員 1 名以上
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとるものとする
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。
- (6) 計画作成担当者 1 名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画の作成をするものとする
- (7) 栄養士 1 名
給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

利用者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの提供の方針)

第 8 条 施設は、利用者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供するものとする。

2 施設の職員は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 施設は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

4 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱い方針)

第 9 条 施設は、要介護者である利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するものとする。

2 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

3 施設は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うものとする。

(入居申込者等に対する説明等)

第 10 条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結するものとする。

(食事)

第 11 条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

(介護)

第 12 条 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、自ら入浴が困難な利用者について 1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきをするものとする。

- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(機能訓練)

第13条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条 施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(生活援助等)

- 第15条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
 - 4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。
 - 5 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、利用者の清潔の保持に努めるものとする。
 - 6 施設は、利用者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第16条 利用料その他の費用の額については、国の定める基準や浜松市軽費老人ホーム設置運営要綱、別に定める重要事項説明書の通りとする。

施設の利用にあたっての留意事項

(施設の利用にあたっての留意事項)

第17条 施設の利用にあたっての留意事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 飲酒は健康を害さない程度かつ、周囲に迷惑がかからない範囲で可能とするが、居室以外の飲酒は原則禁止とする

- (2) 施設内での喫煙は原則禁止とする
- (3) 火気の取扱いは原則禁止とする
- (4) 職員の許可を得て、設備、備品の利用をするものとする
- (5) 職員の許可を得て、所持品、備品等の持ち込みは原則自由とする
- (6) 金銭、貴重品は各自の管理とする
- (7) 宗教活動は原則禁止とする
- (8) ペットの持ち込みは原則禁止とする
- (9) 他の利用者への営利行為、宗教の勧誘は禁止とする
- (10) 特定の政治活動は禁止とする
- (11) 他の利用者への迷惑行為は禁止とする

非常災害対策

(非常災害対策)

第 18 条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第 19 条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

- (1) 利用者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

(入退所)

第 20 条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めるものとする。

- 2 施設は、利用者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。
- 3 施設は、利用者の退去に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第 21 条 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(健康の保持)

第 22 条 施設は、利用者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

- 2 施設は、利用者について、健康の保持に努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 23 条 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるにあたっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮したものとする。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第 24 条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第 25 条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族等に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第 26 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定め、次の通りとする。

・協力医療機関

- (1) 名 称 総合病院 聖隷三方原病院
- (2) 所在地 浜松市中央区三方原町 3453 番地

・協力歯科医療機関

- (1) 名 称 小山歯科医院
- (2) 所在地 浜松市中央区佐鳴台一丁目 12 番 8 号

(掲示)

第 27 条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 28 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(苦情への対応)

第 29 条 施設は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、その提供したサービスに関し、浜松市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 施設は、浜松市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を浜松市に報告するものとする。

5 施設は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携等)

第 30 条 施設は、その運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たり、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めるものとする。

- 3 施設は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、浜松市の職員、区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 4 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第31条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、別に定める「事故発生防止のための指針」に基づき、措置を講じるものとする。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに浜松市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第32条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

附 則

- この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年2月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。